

平成28年9月30日

生命保険（特定保険契約）の代理店手数料の開示について

京都信用金庫

京都信用金庫（本店：京都市下京区 理事長：増田寿幸）は、お客様により適切な商品を選択していただくために、平成28年10月より以下の取組を開始いたします。

1. 生命保険（特定保険契約）の代理店手数料の開示

当金庫は、生命保険会社から受領する生命保険（特定保険契約）の代理店手数料を保険会社各社の同意を前提に、自主的に開示いたします。

なお、特定保険契約とは金融商品取引法の行為規則の一部が準用される市場リスクを有する生命保険商品であり、具体的には変額保険、外貨建保険、市場価格調整機能を有する保険が対象となります。

生命保険の代理店手数料は、保険会社から販売代理店である当金庫に支払われるものでありお客様から直接いただく費用ではありませんが、当金庫の販売体制の透明性の向上をはかる取組として開示することといたしました。

2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

一部の商品について、これまで販売時に保険会社から一括して受け取っていた販売代理店手数料を、コンサルティング等の対価として受領する契約時手数料とアフターフォロー等の対価として保険契約期間中に受領する継続手数料とに分割して受け取る体系へ変更いたします。

当金庫は、資産運用商品の販売にあたり、専門性の高いコンサルティングと丁寧なアフターフォローに努め、今後もお客様のライフプランに応じた中長期的な資産運用を積極的にサポートしてまいります。

以上